

2024年度

福島空港利活用促進事業

玉川村では、福島空港の利活用の促進を図るため、玉川村民団体が福島空港を利用する場合に『福島空港利活用促進事業補助金』を予算の範囲内で交付しています。

補助金額

国内路線 1名あたり

5,000円

国際路線 1名あたり

20,000円

補助します！！

補助金の交付条件

- ① 当該事業の出発日以前より村内に住所を有するもの。(以下『対象村民』という。)
- ② 同一の目的により対象村民2名以上で構成された団体であること。
- ③ ビジネス利用でないもの。
- ④ 当該事業に関する玉川村の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 交付申請日までに納期の到来している村税等を完納していること。
- ⑥ 玉川村暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないもの。

補助金交付申請に必要な書類

● 交付申請兼実績報告（旅行後20日以内に提出）

※ 申請期限 令和7年3月31日まで（期間内に事業が完了しているもの）

福島空港利活用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

添付書類

- ① 行程表
- ② 参加人数分の搭乗券半分券又は搭乗証明書
- ③ その他、村長が必要と認める資料

● 交付請求（交付決定兼額の確定通知後速やかに提出）

福島空港利活用促進事業補助金交付請求書（様式第3号）

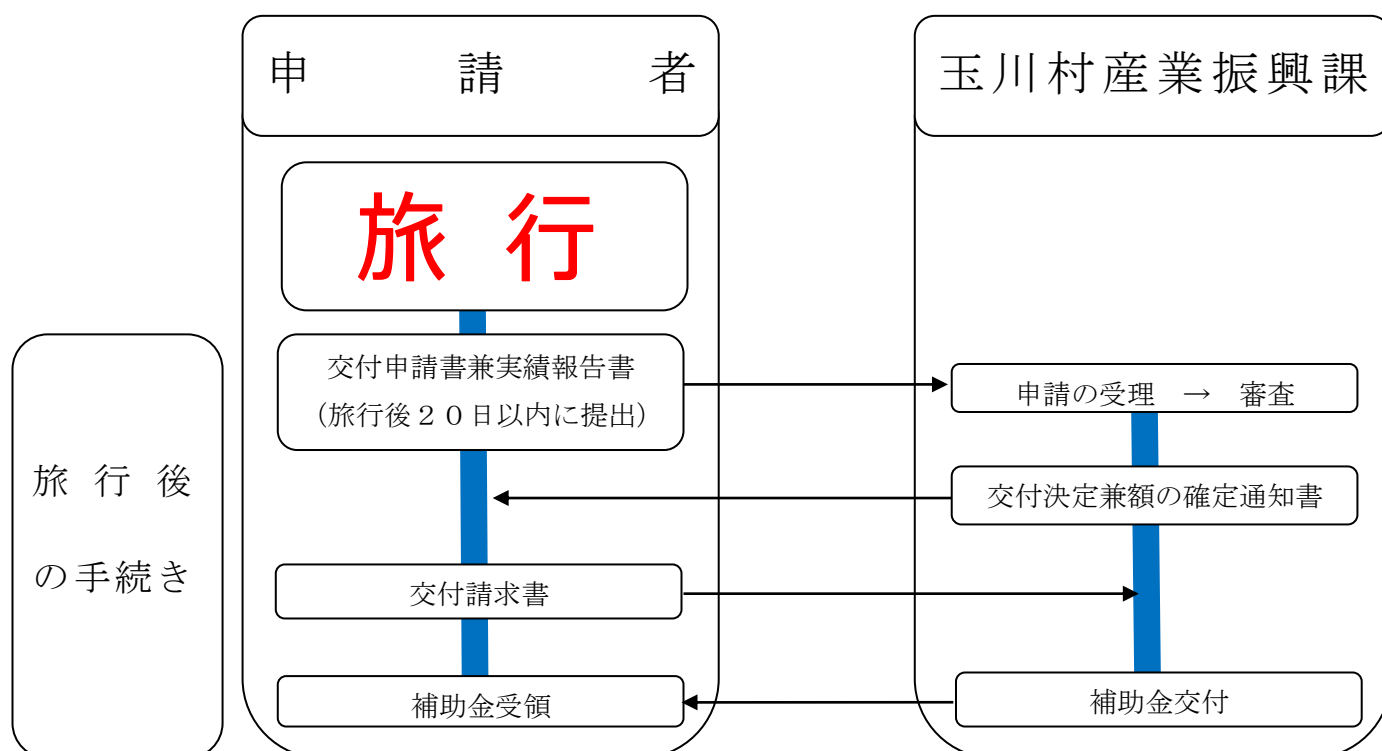
申請書提出先・提出方法

- 提出先 玉川村産業振興課
- 提出方法 申請書類に必要書類を添付し申請（郵送可）
【郵送先 玉川村産業振興課空港交流係 〒963-6392 玉川村大字小高字中畷9】
- 申請等の各書式は玉川村のホームページからダウンロードできます。

玉川村産業振興課

検索

補助事業申請フロー図



その他の助成制度

- 福島県事業
お問い合わせ 福島県空港交流課 TEL: 024-521-7127
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/>
- 福島空港活性化推進協議会事業
お問い合わせ 須賀川市産業部空港交流課 TEL: 0248-88-9144
https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kanko_sukagawa/kuko_joho/kuko_kasseika/1003633.html

※福島県事業及び福島空港活性化推進協議会事業の助成制度を利用する際には、事前申請が必要となります。詳しくは、旅行前に上記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先 玉川村産業振興課 TEL:0247-57-4629 FAX:0247-57-3952
<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>